

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社プレサンスコーポレーションと称し、英文では PRESSANCE CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、交換、賃貸、仲介、斡旋、管理、鑑定。
2. 宅地建物取引業。
3. デベロッパー業務。
4. 不動産特定共同事業法に基づく事業。
5. 土木建築工事業、造園工事業、内装仕上工事業。
6. 飲食店業。
7. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業。
8. 生命保険の募集に関する業務。
9. 建築士事務所の経営。
10. タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、とび・土工工事業、防水工事業、建具工事業、管工事業、電気工事業。
11. ビルメンテナンス並びに營繕請負。
12. 駐車場の経営並びに管理。
13. 土木建築工事並びに建物の附帯施設・建物の内外装及び建物の補修工事の企画、設計、工事請負、工事監理及びこれらのコンサルティング業務。
14. 造園並びに緑化事業の企画、設計、施工、工事請負、工事監理及びこれらのコンサルティング業務。
15. 建物の清掃業。
16. 警備業。
17. 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、インテリア用品、冷暖房空気調整機器、厨房用品、給排水設備機器、バス・トイレ等の住宅用設備機器の販売及びその代理に関する業務。
18. 生花、草花、植物並びに園芸用品の販売及び賃貸。
19. 広告代理業。
20. 前各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、192,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

- 第17条 当会社に取締役（監査等委員であるものを除く。）15名以内を置く。
2 当会社に監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）5名以内を置く。

(選任)

- 第18条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員とそれ以外の取締役を区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3 補欠のため選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

- 第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査等委員会)

- 第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第5章 計算

(事業年度)

- 第25条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

- 第26条 当会社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 2 剰余金の配当としての期末配当は毎年9月30日、中間配当は毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第27条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(第25期事業年度)

- 第1条 第25条の規定にかかわらず、第25期事業年度は、2021年4月1日から同年9月30日までの6ヶ月間とする。

(附則の有効期限)

- 第2条 本附則は2021年9月30日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

この定款は平成9年10月1日より効力を生ずるものとする。

制定	平成 9年 9月 22日
改定	平成 9年 12月 19日
改定	平成 12年 5月 31日
改定	平成 12年 10月 5日
改定	平成 14年 4月 10日
改定	平成 14年 9月 24日
改定	平成 16年 3月 22日
改定	平成 16年 6月 25日
改定	平成 17年 6月 24日
改定	平成 18年 6月 27日
改定	平成 19年 6月 27日
改定	平成 20年 6月 26日
改定	平成 21年 1月 5日
改定	平成 21年 6月 25日
改定	平成 23年 4月 1日
改定	平成 23年 6月 23日
改定	平成 27年 6月 23日
改定	平成 28年 10月 1日
改定	令和 1年 6月 21日
改定	令和 3年 6月 25日